

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和7年9月10日

こども家庭庁成育局保育政策課・成育基盤企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（案）」について、令和7年7月18日（金）から令和7年8月17日（日）まで御意見を募集したところ、本改正と直接関係のある御意見はございませんでした（本改正と直接関係のない御意見は1件頂きました）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。